職場の出会い応援事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、結婚の希望を叶える環境整備のため、職場のつながりを活かした縁結び活動を推進することにより、社会全体で出会いと結婚を応援することを目的とする。

（ふくい結婚応援企業、職場の縁結びさんの設置）

第2条　県は、前条の目的を達成するため、県の結婚支援施策に賛同する「ふくい結婚応援企業」（以下、「応援企業」という。）および従業員等の出会いや結婚を応援する「職場の縁結びさん」の設置を推進する。

（応援企業、職場の縁結びさんの活動内容）

第3条　応援企業、職場の縁結びさんの活動内容は次のとおりとする。

（1）応援企業の活動内容

企業等に職場の縁結びさんを設置し、従業員等の出会いを応援すること

その他、以下の例のとおりとする。

ア　結婚に関する情報の従業員等への周知

イ　希望する顧客等への出会いや結婚を応援するイベント情報や結婚支援施策の紹介

ウ　応援企業が実施する出会いや結婚を応援するイベント等の情報発信

エ　従業員等が結婚、子育てしやすい職場環境づくり

（2）職場の縁結びさんの活動内容

以下の例のとおりとする。

ア　希望する従業員等への出会いや結婚を応援するイベント情報や結婚支援施策の紹介

イ　企業間や企業内における独身者交流会の開催

（応援企業の登録）

第4条　応援企業の登録対象は、福井県内に所在する企業等とし、部署、支店、工場等の単位や個人事業主の登録も可とする。

2　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する企業等は、応援企業として登録することができない。

（1）結婚相談、お見合い、または結婚のあっせん等を業として営む企業等

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行なう企業等

（3）その他、この要綱の趣旨に照らし、応援企業としてふさわしくない企業等

3　応援企業への登録を希望する企業等は、「ふくい結婚応援企業登録申込書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、県に提出するものとし（電子データも可）、県は、登録希望者が前2項に掲げる事項をすべて満たすと認められる場合、応援企業として登録する。

（職場の縁結びさんの設置）

第5条　応援企業は、職場の縁結びさんを設置し、第3条（2）に掲げる活動を行うものとする。

（守秘義務）
第6条　応援企業および職場の縁結びさんは、その活動上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）および福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）を遵守しなければならない。

（留意事項）
第7条　応援企業および職場の縁結びさんは、その活動に当たって、結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観の押し付けや、プレッシャーを与える内容にならないよう注意するなど、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」（平成29年12月26日付け　内閣府子ども・子育て本部統括官決定）を遵守すること。

（禁止事項）
第8条応援企業および　職場の縁結びさんは、次に掲げる行為を行ってはならない。
（1）従業員等に、第 3 条に定める活動に対する報酬を求めること
（2）個人情報の不適切な収集、漏えい、不正利用または改ざん等を行うこと
（3）その他社会的信用を損なう恐れがある等、応援企業、職場の縁結びさんとして不適切な行為を行うこと
2　前項の行為を行った応援企業、職場の縁結びさんに対し、その登録を取り消すことがある。

（活動に対する支援）
第9条　県は、応援企業および職場の縁結びさんの活動を支援するため、次のことを行う。
（1）応援企業として登録した企業等を、県のホームページ等で広報・PR すること
（2）職場の縁結びさんに対し、県から県内の婚活イベント情報を定期的に提供すること
（3）職場の縁結びさん同士の交流を図るため交流会を開催すること

（実績報告）
第10条　応援企業は、年に4回程度、「ふくい結婚応援企業活動報告書」（様式第2号）により、活動内容および実績について報告するものとし、報告の時期は県が別に定める。（電子データも可）

（その他）
第11条　この要綱に定めるもののほか、応援企業および職場の縁結びさんの活動に関し必要な事項は別に定める。

附則　この要綱は、平成２７年７月１３日から施行する。

この要綱は、平成２９年１月１８日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。